

あっ!! 地震!!

入っていますか? 地震保険!!

地震保険の保険金は、被災時の “生活再建資金”となります。

ポイント① 地震・噴火・津波により家屋や家財が損害を受けた場合、保険金により、当座の生活を安定させるための資金をまかなうことができます。

ポイント② 地震保険の保険料は、「地震保険料控除」の対象となります。一定の条件を満たしている場合、所得税・個人住民税において税制上のメリットを受けることができます。

(詳しくは、日本代協ホームページ URL <http://www.nihondaikyo.or.jp> をご覧ください)

平成23年3月の東日本大震災では、地震や津波により、多くの家屋や家財が壊されたり、流されたりして大きな被害が生じました。

その中で、地震保険をご契約されていた被災者の方々は、迅速に支払われた保険金により、当座の生活再建資金を確保することができ、復旧に向けてお役に立つことができました。

火災保険では、地震や津波によって家屋が焼失したり、損壊、埋没、流出してもその被害は補償されません。地震等を原因とする巨大災害に備えるためには、火災保険に加入されたうえで、地震保険にもご加入いただく必要があります。

地震保険は、単独で加入することはできない保険です。必ず火災保険にセットしてご契約ください。また、火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、保険期間の中途から地震保険を契約することもできます。

詳しくは、お近くの各都道府県代理業協会の加入代理店へご相談ください。



フリーダイヤル 0120-165-155
受付時間：午前9時～午後5時
(月～金曜日)



一般社団法人 日本損害保険代理業協会

東京都千代田区有楽町1丁目12-1 新有楽町ビル3階321区 〒100-0006
TEL 03-3201-2745 URL <http://www.nihondaikyo.or.jp/>

地震保険をご存知ですか？

地震保険はどんな時に役立つの？

地震保険では、**地震・噴火・津波**により、家屋や家財が火災・損壊・埋没・流出の損害を被った時に、保険金が支払われます。

お支払い例

地震により
火災が発生し
家が焼失した



地震により
家が倒壊した

津波により
家が流された



液状化により
建物が傾いた(または沈下した)

● 保険金が支払われない主な場合等

- ・ 損害の程度が一定程度以上ならない場合
- ・ 地震等の際における紛失または盗難
- ・ 地震等の発生した日の翌日から10日経過後に生じた損害

支払いは大丈夫なの？

地震による被災者の生活ができるだけ早く安定するよう、その手助けを目的として、1966年に「地震保険に関する法律」が制定されました。

地震保険はこの法律に基づいて、政府と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、保険金は確実に支払われます。



地震保険はなぜ必要なの？

火災保険では、建物・家財などの損害を補償していますが、**地震による火災は、火災保険では補償されません**。また、その他ほとんどの損害保険では、地震が原因となる事故については、お支払いの対象となりません。したがって、地震に備えるためには地震保険が必要となります。

火災の原因	火災保険	地震保険
地震・噴火・津波	×	○
上記以外	○	×

※ 地震などにより延焼、拡大した火災損害も補償されません。

よくある質問(FAQ)

- Q** 工場や事務所専用建物にも地震保険を付けることができますか？
- A** 地震保険の対象となる建物は、居住用建物(住居専用の建物または店舗兼住宅の建物など)に限られています。
- Q** 自動車は地震保険の対象となりますか？
- A** 自動車は補償対象になりません。
- Q** 借家住まいなのですが、地震保険を付けることができますか？
- A** 住宅を所有していない場合でも、家財(生活用動産)に地震保険を付けることができます。ただし、貴金属、宝石、骨とう類等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手類、自動車、商品などは、地震保険の対象にはなりません。

詳しくは、各都道府県代理業協会の加盟代理店またはお近くの認定保険代理士へご相談ください。

○ 都道府県代理業協会の連絡先
<http://www.nihondaikyo.or.jp/foragent/49-1.aspx>

○ 認定保険代理士がいる店
<http://www.nihondaikyo.or.jp/nihondaikyo/28.aspx>

または、フリーダイヤル 0120-165-155 にお問合せください。

地震保険のキャンペーンを実施

平成25年10月23日(水) 午前8時～ 盛岡駅前